

尾道市医師確保奨学金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、将来医師として、尾道市病院事業の設置等に関する条例（平成24年条例第34号）第2条に規定する病院、診療所その他施設（以下「尾道市公立病院等」という。）において従事しようとする者に対し、修学又は研修に必要な資金（以下「奨学金」という。）を貸し付けることにより、地域医療の充実に必要な医師の養成及び確保を図ることを目的とする。

(貸付対象者)

第2条 市長は、次に掲げる者であつて、尾道市公立病院等における医師の業務に従事しようとする意思を有するものに対し、奨学金を貸し付けるものとする。

- (1) 大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学をいう。以下同じ。）の医学を履修する課程に在学する者（以下「大学生」という。）
- (2) 臨床研修（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。）を受けている医師（以下「臨床研修医」という。）
- (3) 厚生労働大臣の許可を受けて臨床修練（外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律（昭和62年法律第29号）第2条第4号に規定する臨床修練をいう。以下同じ。）を行う外国医師（以下「臨床修練医」という。）で尾道市公立病院等において臨床修練を行うもの

(貸付額及び利子)

第3条 奨学金の額は、月額20万円を限度とする。

2 奨学金の利子は、無利子とする。

(貸付期間)

第4条 奨学金の貸付期間は、貸付けの対象者として決定された日の属する年度の4月から、大学生にあつては大学を卒業する月まで、臨床研修医にあつては臨床研修を修了する月まで、臨床修練医にあつては臨床修練の許可の有効期間の満了する月までとする。

2 前項の規定にかかわらず、奨学金の貸付期間は、大学生にあつては6年、臨床研修医及び臨床修練医にあつては2年を限度とする。

(連帯保証人)

第5条 奨学金の貸付けを受けようとする大学生、臨床研修医又は臨床修練医は、連帯保証人2人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者とする。

(貸付申請及び決定等)

第6条 奨学金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、申請書類を審査のうえ、貸付けの可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

3 第1項に規定する申請書の必要記載事項及び必要書類については、規則で定める。

(貸付けの休止及び取消し)

第7条 市長は、前条第2項の規定により奨学金の貸付けの決定を受けた者（以下「奨学生」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その事実が生じた日の属する月の翌月分（その日が月の初日であるときは、その属する月）からその事実が消滅した日の属する月の分まで、奨学金の貸付けを休止するものとする。

- (1) 大学を休学したとき。
- (2) 大学において停学の処分を受けたとき。
- (3) 臨床研修を中断することとなったとき。
- (4) 臨床修練を中断することとなったとき。

2 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その事実が生じた日の属する月の分から当該奨学金の貸付けを停止し、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 大学を退学し、又は臨床研修若しくは臨床修練を中止したとき。
- (3) 奨学金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (4) 心身の故障のため、大学の課程の履修又は臨床研修若しくは臨床修練を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、奨学金の貸付けの目標を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(返還)

第8条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長の指定する期日までに、貸付けを受けた奨学金を返還しなければならない。

- (1) 第4条の規定による貸付けの期間が満了したとき。
- (2) 前条第2項の規定による貸付けの取消しがあったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(返還の猶予)

第9条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由の継続する期間に限り、奨学金の返還を猶予することができる。

- (1) 医師の免許を取得した後、引き続き臨床研修を受けているとき。
- (2) 臨床研修を終了した後、必要な知識を修得するための研修を受けているとき。ただし、その期間は、3年を限度とする。
- (3) 医師の免許を取得しようとするとき。ただし、その期間は、大学卒業後1年又は臨床修練の許可の有効期間満了後1年を限度とする。
- (4) 次条第1項第1号から第4号までに規定する奨学金の返還免除要件に該当する期間において尾道市公立病院等に医師として勤務しているとき。
- (5) 心身の故障、災害その他やむを得ない事由により奨学金の返還が困難であると認められるとき。ただし、その期間は、1年を限度とする。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別の事由があると認めるとき。

(返還の免除)

第10条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の全部の返還を免除するものとする。

- (1) 大学生である奨学生が大学を卒業した日以後の最初の4月1日から1年を経過する日までに医師の免許を取得し、直ちに臨床研修を受け、当該臨床研修を修了した日の翌日から起算して貸付相当期間に3年を加えた期間において、尾道市公立病院等における医師の業務に従事したとき。
- (2) 大学生である奨学生が大学を卒業した日以後の最初の4月1日から1年を経過する日までに医師の免許を取得し、直ちに尾道市公立病院等で臨床研修を受け、当該臨床研修を開始した日から起算して貸付相当期間に3年を加えた期間において、尾道市公立病院等における医師の業務に従事したとき。ただし、引き続き臨床研修医として奨学金の貸付けを受ける場合は、当該貸付期間を医師の業務に従事した期間に算入しないものとする。
- (3) 臨床研修医である奨学生が当該臨床研修を終了した日の翌日から起算して貸付相当期間に3年を加えた期間において、尾道市公立病院等における医師の業務に従事したとき。
- (4) 臨床修練医である奨学生が当該臨床修練の許可の有効期間の満了した日以後の最初の4月1日から1年を経過する日までに医師の免許を取得し、直ちに臨床研修を受け、当該臨床研修を修了した日の翌日から起算して貸付相当期間に3年を加えた期間において、尾道市公立病院等における医師の業務に従事したとき。
- (5) 前各号に規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は

業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(1) 死亡又は心身の著しい障害により、奨学金を返還することができなくなったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の事由があると認めるとき。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。